館林市立学校教職員の業務量管理・健康保持措置実施計画【案】

令和８年３月
館林市教育委員会

１　本計画の趣旨

社会全体の働き方改革が始まったことに合わせ、2019 年４月に文部科学省が学校独自の課題に対応する形で、教職員の働き方改革を段階的に導入した。そのなかで、教職員の超過勤務について、公務員全体に適用される指針に基づき「月 45 時間・年 360 時間」の上限ガイドラインが示された。その後、教職員の「業務改善」について様々な取組を推進しているなか、2025 年からは「給与・処遇の改善」を視点にあて、同年６月、国は「教職員の処遇改善や学校における働き方改革の一層の推進を図るために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の一部改正、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の関する方針」（以下「国指針」という。）の全部改正を行い、同年９月 25 日付に告示した。これに伴い、服務を監督する教育委員会は、改正後の給特法第８条の規程により、国指針に則して「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定すること等が義務付けられた。

群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、市教育委員会やＰＴＡ連合会などの関係団体によって構成される「教職員多忙化解消に向けた協議会」を 2017 年から開催し、教員の労働時間調査の結果を基に情報共有や対策の検討を行っている。2023 年からはその内容を基に「業務の縮小・廃止」「ＩＣＴ化による効率化」「役割分担の明確化」といった３つの視点による教職員の働き方改革についての提言を行っている。

館林市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、県策定の提言を受けて、各校で「学校行事の縮小･廃止」「ＩＣＴ活用による業務改善」「余剰時間の見直し」などについて検討してもらい、教職員の働き方改革について推進を図ってきた。また、館林市（以下「本市」という。）では、ＩＣＴを活用した業務改善として、小中学校にプレゼンテーション資料や掲示物などを作成できるデザインツール、中学校には試験採点ソフトなどを導入するとともに諸会議の積極的なオンライン開催など教職員の働き方改革に向けた取組を行っている。

本市では、令和８年度策定「館林市教育大綱」の重点的な取組のひとつとして、「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現を掲げている。その実現に向けて、学校・地域・家庭が連携しながら、教育の質の向上や教職員と子どもたちとのより良い関係づくりなどを通して学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、教職員の心身の健康保持や児童生徒と向き合う時間の確保など、教職員の働き方改革の進捗状況について引き続き注視していく必要がある。そこで、市教育委員会では上記給特法及び国指針の改正によって義務づけられた本計画の策定を行い、学校における働き方改革の更なる取組を進めていく。

２　本計画の対象

本計画は、館林市立学校の教職員（給特法第２条第２項に規定するもの）（以下「教職員」という。）を対象とする。なお、事務職員、学校栄養職員等については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

３　館林市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定める時間外在校等時間【※】の上限

市教育委員会は、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」（県条例第 57 号）に基づき、「館林市立学校の教育職員の業務の適切な管理等に関する規則」を制定し、教職員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を行う。

●館林市立学校の教育職員の業務の適切な管理等に関する規則　（令和２年館林市教委規則第 12 号）

【原則】　①　一か月　45 時間以内　　②　１年間　360 時間以内

【例外】　児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

①　一か月　100 時間未満　　②　１年間　720 時間以内

③　複数月の平均　月 80 時間以内　　④　45 時間を超える月数　６か月以内

※「時間外在校等時間」とは・・・教職員が学校内にいる時間（正規の勤務時間内外を問わず）を基本とし、そこに校外での活動時間を加えた合計時間から休憩時間や自己研鑽の時間、他業務外の時間などを差し引いた時間のこと。記録については、県教育委員会が定める方法とする。

４　本市の教職員の現状

（１）年間平均時間外在校等時間（校種・職種別）

令和６年度の年間平均時間外在校等時間については、校長・養護教諭は小中学校ともに国が掲げている「令和 11 年度までに、１か月間時間外在校等時間を平均 30 時間程度にする」という目標と比較すると、すでに達成している状況である。

教頭については、両校種ともに時間外在校等時間の 45 時間以上を上回っている現状である。特に中学校の教頭は、時間外在校等時間が非常に上回っている現状がある。月別の平均時間外在校等時間でみても、年間を通じて上回っている状況である。

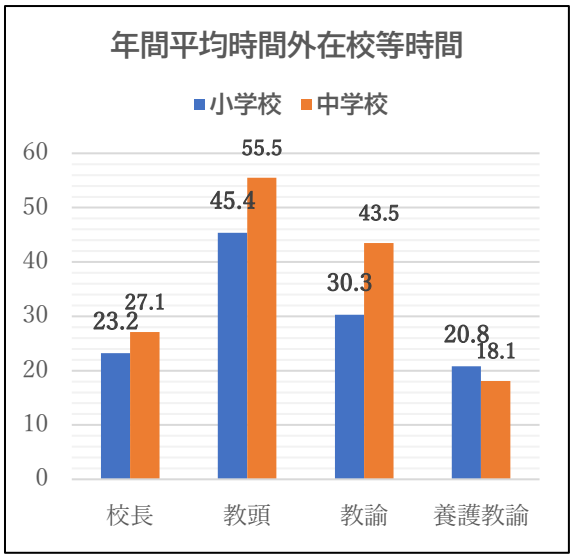

教諭については　両校種とも現在定めている 45 時間以下という数値は達成しているものの、中学校においては、一定の時期に上回っている傾向がみられる。小学校においては、30 時間程度と中学校よりも下回っているものの、教材研究や保護者対応などによる個人差は生じている。

（２）１年間時間外在校等時間

下の表は、本市の小中学校における教職員の令和６年度の年間在校等時間を、年間 360 時間を基準として分類した人数を示している。

令和６年度における教職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、360 時間を超える教職員の割合は、小学校は 43%、中学校は 72%であった。これは、月で約 30 時間を超える勤務であることを意味しており、国が掲げる「令和 11 年度までに月平均 30 時間程度」という目標の未達成率を表している。特に教頭については、両校種を併せると 81%が未達成という結果となっている。

校 種	職 名	総 数	360 時間以内の教職員の人数	360 時間超え教職員の人数
小学校	校長	11 人	10 人(91%)	1 人(9%)
	教頭	11 人	3 人(27%)	8 人(73%)
	教諭	232 人	132 人(57%)	100 人(43%)
	養護教諭	11 人	7 人(64%)	4 人(36%)
		265 人	**152 人(57%)**	**113 人(43%)**
中学校	校長	5 人	3 人(60%)	2 人(40%)
	教頭	5 人	0 人(0%)	5 人(100%)
	教諭	119 人	29 人(24%)	90 人(76%)
	養護教諭	5 人	5 人(100%)	0 人(0%)
		134 人	**37 人(28%)**	**97 人(72%)**

（３）時間外在校等時間（月別区分別割合）

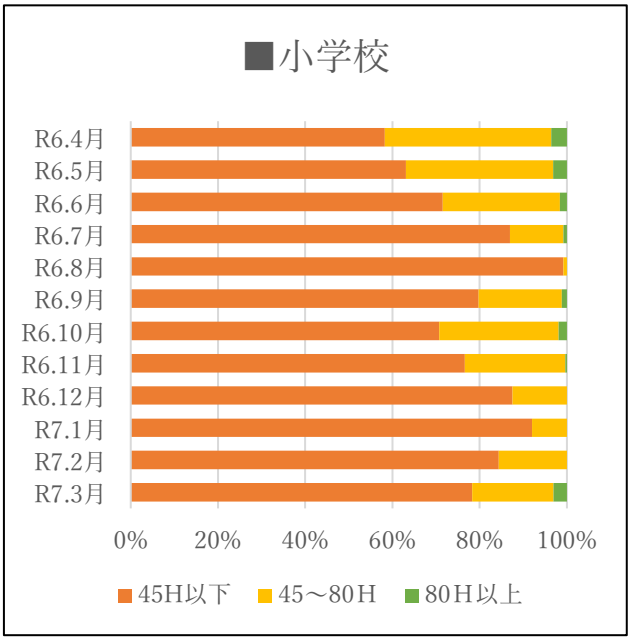

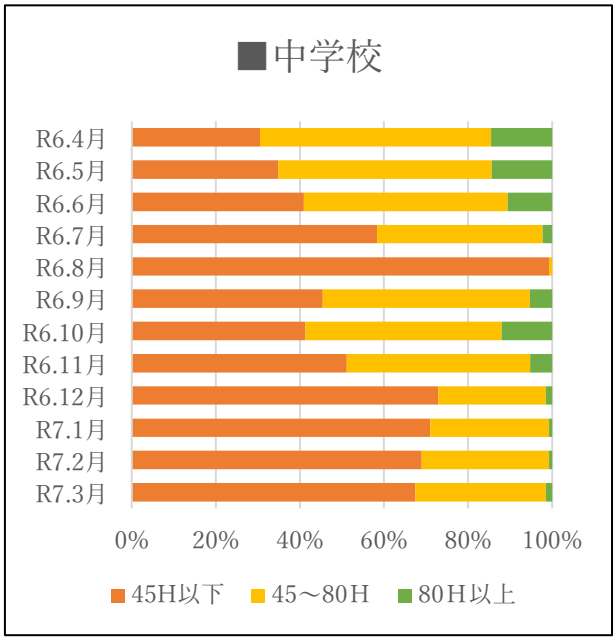

令和６年度における小学校の時間外在校等時間の状況をみると、約７割程度の教職員が 45 時間以下となっている。年度始めである４月～5 月には、45 時間以下の割合が少ない傾向がみられ、80 時間以上の教職員の割合も若干多い。また、9 月～11 月の時期は２学期の始まりとともに、運動会などの学校行事の実施も多く、45 時間以下の教職員の割合が少なくなっている。

令和６年度における中学校の時間外在校等時間の状況をみると、約５割程度の教職員が 45 時間以下となっている。小学校と同様に年度始め・学期始めに加え、中体連夏季大会・新人大会の開催や部活動時間の影響により４月～11 月までの時期は 45 時間以下の割合が少なくなっている。

（４）時間外在校等時間の推移

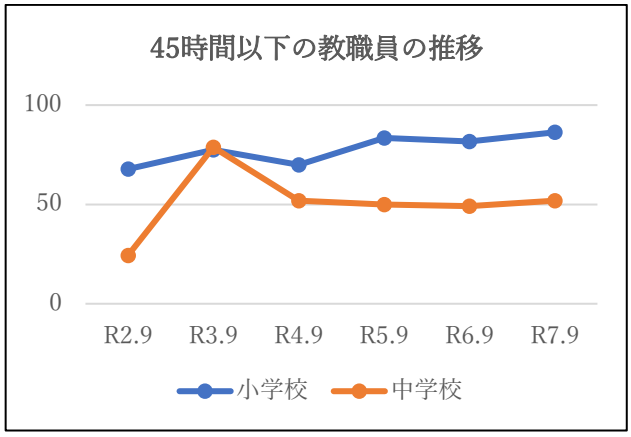

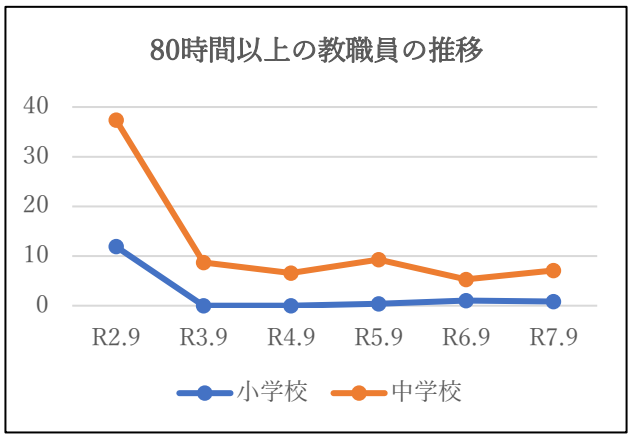

上記グラフは、令和２年度から令和７年度の同月（９月）の時間外在校等時間について、「45 時間以下」「80 時間以上」の教職員の割合を表したものである。令和２年度に新型コロナウイルス感染症の拡大、感染防止の観点から学校行事等の縮小・削減やＩＣＴを活用した取組などが各校で行われた。それと同時に教職員の働き方の見直しも図られるようになった。そのことで、令和 3 年度には 45 時間以下勤務の教職員の割合が小中学校とも多くなっている。また、80 時間以上の教職員の割合についても、小中学校とも大幅な減少となっている。特に中学校では中体連主催大会の削減等、部活動の在り方の見直しが大きく影響しているものと考える。

令和４年度以降、小中学校ともに 45 時間以下、80 時間以上ともに安定した推移となっている。このことは、教職員の働き方改革が継続して行われているとも捉えられるが、一定数の教職員の時間外在校等時間に変化がみられていないともいえる。

（５）ストレスチェック集団分析結果

県費負担教職員を対象とした令和６年度ストレスチェック（株式会社カイテック）の分析結果は、以下のとおりであった。

	人数	総合健康リスク	平均点		量－コントロール	平均点		職場の支援
			量的負担	コントロール		上司の支援	同僚の支援	
全 国	－	100	8.7	7.9	100	7.5	8.1	100
館林市	387	84	9.4	8.2	102	8.5	8.9	83

総合健康リスクは、全国平均 100 と比較して 84 となっており、リスクが低い傾向となっている。教職員の仕事の量的負担、仕事の裁量権・自由度（コントロール）については、いずれも全国平均より高くなっている。これは、業務的負担によるストレスを感じている教職員が多いことを表しており、改善が必要であるといえる。また、職場の支援については、全国平均を下回っている。これは、管理職等の上司のサポート支援や同僚性などが整っており、職場環境によるストレスのリスクが低いことを表している。引き続き働きやすい職場づくりに努めていく必要があるといえる。

５　本計画の目標

＜時間外在校等時間について＞

◎時間外在校等時間が年間平均月 80 時間越えの割合を令和 11 年度までに 0 %

◎１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を令和 11 年度までに 30 時間（程度）を下回るようにする。

＜教職員の健康保持・働きがい等について＞

◎ストレスチェックによる総合健康リスクについて、全国平均を継続して下回るようにする。（目標値：80）

◎ストレスチェックによる業務的負担（量－コントロール）について、全国平均を下回るようにする。（目標数値：90）

◎ストレスチェックによる職場の支援について、全国平均を継続して下回るようにする。（目標値：80）

６　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、学校現場における業務の見直しと働き方改革を一層推進するため、業務量管理・健康確保措置を具体化した。本計画では、業務の３分類に基づく整理を行い、県教育委員会策定の提言を基にした「業務の効率化」と「負担軽減」の両方の視点で取組を以下のように示す。

（１）業務の３分類を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

■通学路の見守り活動

・地域ボランティアや保護者の協力を得たり、市長部局安全安心課主体の定期的なパトロールや市教育委員会生涯学習課主体の青少年センター青少年補導員街頭補導を実施したりする。

■過剰な苦情・不当要求への対応

・スクールロイヤーを雇用し、専門的な立場による事案への助言や支援を受けながら、対応を行うようにする。

・市教育委員会は該当事案について学校と共有の上で対応について協議し合い、該当校や特定の教職員のみで問題を抱え込まないように組織的な体制を整備する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

■調査・統計等への回答

・教職員の専門性が深く関わるもの以外（学籍等に関することなど）は、事務職員の協力を得ながら回答を行う。

・定期的に調査している内容については、前回の回答内容を示すことで調査・統計等の回答への負担軽減を図る。

■ＩＣＴ機器やネットワーク設備の保守管理

・市教育委員会の教育総務課が主体となり、委託業者と連携しながら、教職員の業務負担軽減と安定的な運用を進める。

■部活動の運営

・館林市部活動ガイドラインに基づいた活動時間や休養日の基準を遵守する。

・部活動指導員・部活動外部指導者の配置を推進するとともに、地域のスポーツ団体や各種団体と連携しながら段階的に部活動の地域展開を進めていく。

■外国にルーツをもつ児童生徒への日本語指導

・日本語指導助手の配置やボランティアの協力を得ることで、当該児童生徒に対する日本語指導への支援を図る。

・日本語がまったく話せない状況の児童生徒への対応として、教育研究所に日本語指導教室を設置し、一定期間通学し、日本の学校様式や日本語を学ぶことで教職員の負担軽減と学校の円滑な受け入れ体制が整えられるようにする。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■ＩＣＴを効果的に活用した授業や学習支援、成績処理

・学習支援ソフト「ロイロノート」を活用した授業づくりを推進することで、教材研究の効率化と教育の質の向上を図る。

・中学校において試験採点ソフト「百問繚乱」を導入し、ＡＩの自動採点による正誤判定や得点集計作業の効率化・正確性の向上を図る。

・小中学校においてデザインツール「Ｃａｎｖａ」を導入し、プレゼンテーション資料や掲示物、学習プリント、広報物等の作成における業務の効率化を図る。

・小中学校においてＩＣＴソフト「ミライシード」を導入し、教職員の家庭学習の準備や自己学習の課題づくりなどの業務の効率化を図るとともに、個々の児童生徒の実態に応じた学びを提供できるようにする。

■支援が必要な児童生徒や家庭への対応

・状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職員、警察や児童相談所、市長部局の子育て支援課などの行政機関等を活用して、実態に応じた組織的な対応を行う。

・不登校対応については、教育研究所への適応指導教室の設置、心の教育相談員の配置、当該児童生徒の保護者向けの座談会の実施などにより、学習支援・相談支援の体制を整える。

・特別な支援を要する児童生徒への対応については、市で介助員を配置することで当該児童生徒の心の安定と安全確保を図る。

④上記３分類以外の措置の推進

■校務支援システムの活用

・校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布の手間を削減する。

・保護者向け情報発信システムを活用し、欠席連絡や保護者向けの通知等の配布、アンケート回答などを行い、業務の効率化を図る。

■勤務時間外の電話の対応

・勤務時間外の電話対応については、市教育委員会より保護者向けの通知を作成し、各家庭の協力を得るとともに、段階的に留守番電話の設置を進めていく。

■学校行事・研修の精選、オンライン化

・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果を確認しつつ教職員の負担軽減を図る。

・研修や会議については、オンライン化を推奨し、移動時間を削減する。また、会議等で共有するための資料は内容を精査するとともに、簡素化を図ることで教職員の負担軽減を図る。

・学校においては年間行事予定や年間指導計画を基にしながら、過剰な余剰時間の見直しを図っていく。

６　教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の心身の健康保持は、教育の質の向上に大きく関係しており、本市においても重要課題と考える。以下のような取組をとおして、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図っていく。

■働きやすい環境づくり

・服務規律確保行動計画にハラスメントに関する研修を位置付け、風通しのよい職場環境づくりを進める。

・校内研修に位置づけたメンター研修に個々の教職員が抱える悩みや相談などを共有し合える場を設定し、同僚性を高める。

■有給休暇の取得促進

・教職員が気軽に年次有給休暇を取得できるような環境整備を進める。

・長期休暇などにおいては、積極的に年次有給休暇を取得するように学校全体で休暇取得を促進する。

■ストレスチェックの実施と結果の活用

・全校で年１回以上のメンタルヘルスチェックを実施し、教職員のストレス状態を把握するとともに、その結果を各校に共有し、監督者向け研修会、個別相談事業の案内通知などを周知するなどして、職場環境の改善を図る。

・心の健康保持増進、メンタルヘルスの不調の予防を図るために、学校と市教育委員会とで教職員の心身の状況を把握し、必要に応じて学校訪問にて管理職や当該教職員と面談を行うなどの早期発見・早期解決に向けた取組を図る。

■時間外在校等時間の超過勤務教職員への働きかけ

・時間外在校等時間が 80 時間以上の教職員について、毎月動向を確認しながら管理職と該当教職員の心身の健康について情報共有を図る。必要に応じて、管理職や当該教職員との面談を実施するとともに、医師による面談等を促すなどして、長期的な働きかけを行う。